

# 2月18日(月)～3月15日(金)は 市民税・県民税と所得税の申告 の期間です

2月18日(月)から市民税・県民税と所得税の申告受け付けが始まります。申告は自分で計算し、申告することとなるため、市では自書申告を推進しています。所得税については、簡易な申告相談(雑損控除・譲渡所得などを除く)を市内各申告会場でも受け付けます。

会場は大変混雑するので、申告書は自分で書いて早めに提出しましょう。

所得以外の所得(農業・そのほかの事業所得・配当・年金・不動産など)のあった人  
※年末調整した給与所得以外の所得合計が20万円以下の人、公的年金などの収入合計が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人、所得税の申告の必要はありませんが、市民税・県民税はほかの所得と合計して税額計算するため、所得の多少にかかわらず、申告が必要となる場合があります。

ある場合：前年中の所得の合計額から所得控除額を差し引き、計算により算出された税額が配当控除の合計額を超える人。  
●給与所得がある場合：次のいずれかに当てはまる人。  
▼給与収入が2,000万円を超えた人▼給与以外の所得(農業や年金など)が年間20万円を超えた人▼2力以上の会社から給与の支払いを受けた人▼源泉徴収の規定が適用されない給与を受けていた人▼年末調整をしていない人や年の途中で退職した人▼住民税の住宅借入金等特別税額控除を受けようとする人で、年末調整において所得税の住宅借入金等特別税額控除を受けた給与所得者で、所得税額が0円でも医療費控除等の所得控除を新たに申請する人。

【申告に必要なもの】  
▼認め印(スタンプ式不可)▼電卓▼筆記用具▼源泉徴収票▼事業所得のある人は作成済の収支内訳書▼生命保険や地震保険などの控除証明書▼国民年金保険料控除証明書や国民健康保険税・介護保険料などの支払金額の分かるもの▼所得税が還付になる場合は、申告者本人名義の銀行などの口座番号。  
ほかにも収入の分かるものや各種控除を受けるのに必要な書類などがあれば持参してください。

また、申告書の「控え」に税務署の受付印が必要な場合は、控えに住所、氏名などをボールペンで記載し、切手を貼った返

信用封筒を同封してください。  
【申告書の問い合わせ先】  
●市民税・県民税の申告書について  
●市民税・県民税の申告書について  
●市民税・県民税の申告書について  
●市民税・県民税の申告書について

入のすべてが終了しているものは、税務署庁舎内でも受け付けられます(土・日曜日、祝日を除く)。  
※2月24日および3月3日の日曜日に限り、確定申告の相談および受け付けを行っています。  
※3月15日(金)までの午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)。  
※混雑している場合は、受け付けを早めに締め切ることがあるので、午後4時までにご来場ください。詳しくはお問い合わせください。  
※午前9時から午前10時までは、立体駐車場3階連絡通路から入る2階「C」入り口が専用口になります。  
●成田市ウイング土屋24。  
※京成成田駅前からは「6番のりば(バス)」となります。  
※【バス停】千葉交通バス「ジャスコ・イオン成田店前」で下車。  
●成田税務署(☎5151)。

●平成25年1月1日現在、印西市に住所のある人：所得税の確定申告の必要がない人で、次のいずれかに当てはまる人は申告が必要です。  
①事業所得(農業・営業など)や不動産・配当などの所得のあった人。  
②次に該当する給与所得者。  
●ご自身で申告するように勤務先から指示されている人、給与

●市内に事務所や家屋敷を所有している人：1月1日現在、市内に事業所や事務所、家屋敷のある場合は、印西市に住んでいなくても、市・県民税の申告が必要で、  
●所得の確定申告が必要な人  
●事業所得や不動産所得などが

●雑損控除の控除金額が計算されていない人▼青色申告の人▼譲渡所得(土地・建物や株式など)のあった人▼事業所得(農業・営業など)がある人で、収支内訳書が完成していない人。  
そのほか複雑な申告をする人は、成田税務署の申告会場とな

各税務署のほかに市役所市民税課および市内の各支所・出張所にも用意してありますが、数に限りがありますので、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご利用ください。

また、申告書の「控え」に税務署の受付印が必要な場合は、控えに住所、氏名などをボールペンで記載し、切手を貼った返

この期間中は、成田税務署内には、「作成・相談会場」を設けておりません。なお、作成が完了した申告書(計算および記

電子証明書の有効期間に注意  
e-Taxを利用するための電子証明書の有効期間は、証明書の発行日から起算して3年となり、有効期間が満了すると失効し、使用できません。平成22年に電子証明書を取得した人は、本年にその有効期間が満了となります。効力が失われると、再度電子証明書の申請(更新手続き)が必要です。  
すでに電子証明書を取得し、今年e-Taxを利用する人は、ご自分の電子証明書の有効性を確認してください。有効性の確認は、「公的個人認証ポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)」の「オンライン窓口」の中で確認できます。  
●市民税課住民記録班。

## ●市民税・県民税 / 所得税申告日程●

期日	会場	受付時間
2/18(月)～2/27(水) ※土・日曜日を除く	イオンモール千葉ニュータウン3階イオンホール	午前10時～正午、午後1時～4時
2/28(木)	本塾公民館	午前10時～正午、午後1時～4時
3/1(金)～3/4(月) ※土・日曜日を除く	ふれあいセンターいんば3階会議室	午前10時～正午、午後1時～4時
3/5(火)～3/15(金) ※土・日曜日を除く	印西市役所 附属棟2階	午前9時～正午、午後1時～4時

※会場により時間が異なりますので、ご注意ください。  
※市役所の駐車スペースに限りがありますので公共交通機関でのご来庁をお願いします。

※2月21日(休)は申告会場内で「税理士による無料相談会」を同時開催しますので、ぜひご利用ください。

### ◆注意事項◆ (必ずお読みください)

- 各会場とも、職員による個別の相談・作成は行いませんので、ご自身で申告書の作成をお願いします。
- 混雑具合により受付時間中に締め切らせていただくことがありますのでご了承ください。
- 市役所市民税課、各支所・出張所の窓口では、申告相談は行っていませんので、申告受付期間中は各会場をご利用ください。ただし、市民税課(市役所が会場ではない期間)・印旛支所・本塾支所の市民福祉課では、提出のみ受け付けます。
- 申告書の控えが必要な場合は、必ずその場で申し出てください。後日控えが必要になっても、交付することができません。また、控えの用紙に記入する際は、必ずボールペンなどの消えない筆記用具で記入してください。
- 個別相談は行いません。また、事業所得(農業・営業など)がある人で、収支内訳書の作成方法が分からない人は、直接、税務署主催の申告特設会場(イオンモール成田2階イオンホール)でお願いします。

※会場などの問い合わせは、市民税課まで。

### 所得税の確定申告書の作成(検算)は国税庁のホームページが便利

申告会場以外でも、国税庁ホームページの「所得税の確定申告書等作成コーナー」で作成・印刷した確定申告書を、税務署に提出することができます。なお、土地・建物等譲渡所得

なお、所得税の確定申告書用紙の郵送は、市では行っていません。用紙の郵送請求は左記へお問い合わせください。  
●成田税務署(☎5151)。

### ●土曜開庁日程表●

日時	会場
2月2日(土)・午前8時30分～午後3時	市役所(大森) 市民課
2月16日(土)・午前8時30分～11時	印旛支所(美瀬) 市民福祉課
3月2日(土)・午前8時30分～午後3時	市役所(大森) 市民課

※すでに住基カードを持っている人は、電子証明書の申請をする場合は、必ず住基カードを持参。住基カード500円、電子証明書500円。

電子証明書の有効期間に注意  
e-Taxを利用するための電子証明書の有効期間は、証明書の発行日から起算して3年となり、有効期間が満了すると失効し、使用できません。平成22年に電子証明書を取得した人は、本年にその有効期間が満了となります。効力が失われると、再度電子証明書の申請(更新手続き)が必要です。  
すでに電子証明書を取得し、今年e-Taxを利用する人は、ご自分の電子証明書の有効性を確認してください。有効性の確認は、「公的個人認証ポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)」の「オンライン窓口」の中で確認できます。  
●市民税課住民記録班。

凡例 曜日 会場 内容 対象 定員 参加費 申し込み 問い合わせ ホームページ その他